

定期監査の結果に基づく措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、香美市長から定期監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表します。

令和4年3月29日

香美市監査委員	岡本 明 弘
香美市監査委員	岩崎 昭 雄
香美市監査委員	小松 紀 夫

記

1 措置を講じた部署

農林課

2 講じた措置の内容

(1) 監査結果提出日 令和4年2月24日

(2) 措置通知年月日 令和4年3月1日

(3) 指摘事項及び措置等の内容

- ① 香美市文書事務取扱規程第39条第2項の保存期間が満了していない文書で、簿冊に綴られていないものがあった。（農林課）

回答

今後は、香美市文書事務取扱規定第39条第2項に基づき適正な文書管理に努めます。

- ② 契約規則に定められた事務の取り扱いがなされていないものがあった。（農林課）

回答

今後は、契約規則及び管財課の示す手順に従い適正に処理するよう努めます。